



「ICT活用の手引」

～福岡県立小倉工業高等学校～

令和4年11月11日 第1版

令和6年 4月 8日 改訂版

この手引のICT（1人1台タブレット型端末）は、生徒の学びの質の向上のため福岡県が保有する端末を本校に貸し渡し、保護者の責任の下、生徒に貸与するものです。生徒が所有権を取得するものではないことを御了承ください。さらに、端末の管理・使用上のルールや注意点を生徒及び保護者の皆様と共有し、効果的なICT活用の推進を図るため、本手引の内容を御確認の上、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

—目次—

1	端末使用の際のルール及び注意点	2
2	生徒用アカウントの取り扱い	2
3	端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	2
4	健康面への配慮	3
5	故障等が起きた場合の対応	3
6	その他	3

1 端末使用の際のルール及び注意点

- 端末は学校で管理し、各ホームルーム教室の専用保管庫（※1）で保管します。保管庫の鍵は教室の鍵と同様に管理し、中央職員室に返却してください。
- ホームルーム教室以外の場所で使用する場合は担当職員（※2）の指示に従うこと。
- 端末を使用する場合は、事前に端末借用申請書（※3）の提出が必要です。また、自宅で使用する場合は担任の先生から持ち帰りの承認を受けてください。なお、持ち帰り期間終了後は速やかに返却し担任の先生から返却終了の確認を受けてください。
- 学習に関係のない目的で使用することを禁止します。
- 端末は精密機械です。返却する時（※4）まで、丁寧に取り扱ってください。

※1 充電は保管庫で行います。

※2 選択授業や実習等で、一部の生徒のみが使用する場合があります。

※3 家庭に置き忘れても、予備の貸出用端末はありません。

※4 原則として、1年間は同じ端末を使用します。硬いものにぶついたり、落としたり、水に濡らしたりしないように十分に気を付けてください。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- 個人のアカウント（※5）・パスワード（※6）は、適切に管理してください。
 - ※5 原則として、3年間同じものを使用します。
 - ※6 パスワードは、第三者に教えないこと。
- 卒業または原級留置等の学校在籍状況に応じて、アカウントの変更または削除を行います。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりすることを禁止します。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）をSNS等のインターネット上に書き込むことを禁止します。
- 自他を問わず誹謗中傷やネット上の差別情報等に気付いた場合は、速やかに担任または本校職員に相談してください。

4 健康面への配慮

- 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離を30cm以上離してください。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30分に1回は20秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めてください。

5 故障等が起きた場合の対応

- 端末が故障した場合は、担任または本校職員に連絡してください。
- 本手引に違反するなど取扱不良によって故障、破損が生じた場合については修理・交換費用をご負担いただく必要がございます。また、端末を自宅に持ち帰り使用している期間の紛失、盗難については、故意または過失に関わらず、端末費用をご負担いただく必要がございます。
- 紛失、盗難について、土日、祝日の場合は、平日の早い段階で学校に連絡してください。
- ネットトラブルに関しては、すみやかに相談窓口にご相談し、学校に連絡してください。
福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口（電話 0120-494-100）

6 その他

- 本校では、教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施します。
- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。

端末の貸出に関する留意事項

- 1 貸出用の端末を使用する場合は、「端末借用申請書」（保護者による署名が必要）に必要事項を記入の上、担任の先生に提出してください。
- 2 貸出期間中に自宅で使用する場合は、保護者等の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用してください。
- 3 学習活動に使用することが貸出の条件です。学習活動以外の使用は禁止します。
- 4 許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更することは禁止します。
- 5 端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続することは禁止します。
- 6 写真や動画等の個人情報の保存は禁止します。
- 7 落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に扱ってください。
- 8 機器の故障や破損、紛失又は盗難等が発生した場合は、速やかに担任の先生に連絡してください。
- 9 8の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められた時は、保護者等に補償を請求することがあります。
- 10 端末は原則として一年間使用しますので、毎年更新するたびに「端末借用申請書」の提出が必要です。

端末借用申請書

令和 年 月 日

福岡県立小倉工業高等学校長 殿

端末の借用について、「ICTの手引」および別紙「端末の貸出に関する留意事項」のすべての事項を確認し、これを遵守することについて了承しました。また、借用期間終了後は、今回借用した端末を返却することに同意し、以下のとおり申請します。
 ※端末は原則として一年間使用します。（毎年更新するたびに申請書の提出が必要）

保護者氏名 (申請者)	印 (自署の場合は押印不要)
生徒氏名 (端末使用者)	
科系・学年・組・番号	科・系 年 組 番
借用端末名 / 機器管理番号	NEC chromebook <input type="text"/> /KSPC112- <input type="text"/>
借用理由	
借用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

学校記入欄

機器管理番号	
貸出機器名	
端末の種類	<input type="checkbox"/> Wi-Fi 端末 <input type="checkbox"/> LTE 通信対応端末 (SIM カード : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
貸出承認日	令和 年 月 日

